

## 運転経歴証明書等交付手数料助成金交付要綱

令和3年3月29日制定  
一般社団法人 兵庫県トラック協会

### (目的)

**第1条** この要綱は、一般社団法人兵庫県トラック協会（以下「兵ト協」という。）の会員が、運転者の事故・違反状況を把握し、運転者個別の指導及び教育に活用することを目的に、運転記録証明書及び無事故・無違反証明書（以下「運転記録証明書等」という。）の発行に係る交付手数料の助成について必要な事項を定める。

### (助成の対象)

**第2条** 会員が自社（兵庫県内の事業所）の運転者について、自動車安全運転センター兵庫県事務所（以下「安全運転センター」という。）に対して運転記録証明書等を申請したものを対象とする。

### (助成額及び上限)

**第3条** 運転記録証明書等交付手数料に前条の申請者数を乗じたものとする。ただし、当該年度における申請者数の上限は、当該年度4月1日現在の保有台数（事業計画で届出した兵庫県内の車両台数で、被牽引車を除く。）とする。

### (運転記録証明書等の申請方法)

**第4条** 会員は、「運転記録証明書交付申請用紙（様式1）」（以下「申請用紙」という。）に必要事項を記載し地区輸送サービスセンターの確認印を得た上で、「委任状（申請者一覧）（様式2）」を添えて安全運転センターに申請する。

### (申請受付期間)

**第5条** 申請期間は、別に定める。ただし、助成金が予算額に達した場合はその時点で締め切る。

### (助成金の交付)

**第6条** 前条申請による交付手数料は、安全運転センターが兵ト協に請求し、兵ト協が安全運転センターに支払う。ただし、会員が安全運転センターに交付手数料を直接支払ったもの並びに地区輸送サービスセンターの確認の前後に係わらず申請者数が上方修正されているものは、助成の対象とならない。

なお、本事業予算が上限に達したときは当該年度の事業を終了し、安全運転センター及び地区輸送サービスセンターにその旨を通知する。

また、前条の申請がされたものであっても、当該年度事業が終了後に安全運転センターに申請されたものは、助成の対象とならない。

### (協定)

**第7条** 本事業における交付手数料の請求及び支払いについては、兵ト協と安全運転センターが協定を締結し定める。

### (その他)

**第8条** 本要綱に定めのない事項については、その都度、協議し対処する。

### (附則)

本要綱は、令和3年4月1日から適用する。